皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月九日シンガポール国の国祭日につき、同月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

公聴会

電気供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十四条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年八月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　件名　北海道電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年九月十一日　午前九時から（意見陳述人が多数の場合は、上記期日に加え、平成二十六年九月十二日も続行する。）

三　場所　札幌第一合同庁舎二階　講堂（北海道札幌市北区北八条西二丁目）

四　事案の要旨

1　電気料金その他の供給条件についての供給約款の変更（現行の電気料金を平均十七・〇三パーセント引き上げるほか、その他の供給条件の変更等に伴う電気供給約款の変更を行う。）

2　申請者からの申請資料等については、経済産業省のホームページ（http://www.meti.go.jp/press/2014/07/20140731002/20140731002.html）に掲載する。なお、当該資料については、経済産業省（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）、北海道経済産業局（北海道札幌市北区北八条西二丁目）並びに北海道電力株式会社の本店（北海道札幌市中央区大通東一丁目二番地）及び支店・営業所において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を、メールアドレスがある場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「北海道電力関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年八月二十七日までに北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　北海道札幌市北区北八条西二丁目）に到着するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（hokkaido-denkikochokai@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製はがき（郵便番号、住所、氏名「北海道電力関係公聴会傍聴希望」の旨を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年八月二十七日までに北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　北海道札幌市北区北八条西二丁目）に到着するよう申し込むこと。この傍聴の申し込みは、電子メール（hokkaido-denkikochokai@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込を行った場合は、メールでの申込を有効とする。）。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　意見陳述人が多数の場合は、前記第1号の期日に加え、翌日に続行することもあるが、意見陳述申し込みを行う者は、期日の指定を行うことができない。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
届出者　氏　名

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

（メールアドレス）

職　業

北海道電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成25年検第3964～3969号詐欺等被疑事件（平成26年領第1499号）　1. 現金等197,000円「以上受還付人田中真理子」

平成25年検第3964～3969号詐欺等被疑事件（平成25年庁外領第5555号）　1. 印鑑1本。2. カードケース1枚と1個。3. キャッシュカード19枚。4. 携帯電話機6台。5. 契約書等1枚。6. 利用明細7枚。7. 冊子1冊。8. 紙片13枚。9. 通帳21通。10. 通帳ケース7枚。11. 明細書2枚。12. ファックス文書3枚。13. 封筒11枚。14. 振込カード1通。15. ボールペン1本。16. 明細票61枚。17. メンバーズカード1枚。18. 預金規定集1冊。19. ロッカー利用証明書2枚

平成23年検第32652～32658号詐欺未遂被告事件（平成26年領第1656号）　1. 現金等377,709円

平成23年検第32652～32658号詐欺未遂被告事件（平成25年庁外領第2722号）　1. ＵＳＢメモリ等2個。2. 鍵等8本。3. かご等1籠。4. 紙袋等1袋。5. 携帯電話機等79台。6. 携帯電話利用規約同意書及び利用申込書4枚。7. 携帯ファックス1台。8. ごみ1袋。9. 紙片4綴と12枚。10. シュレッダー1台。11. 書類等5綴。12. 資料15枚。13. ダンボール箱等1箱。14. データ通信端末1個。15. 取扱説明書1綴。16. ノート2冊。17. ノート型パーソナルコンピュータ等5台。18. 箱等6箱。19. パソコン用キーボード1台。20. ファイル等33冊。21. 封筒17枚。22. プラスチックケース等1個。23. プリンタ1台。24. 名簿5枚と1束。25. メモ類2枚と2冊

平成25年検第33373号わいせつ電磁的記録記録媒体有償頒布目的所持被告事件（平成25年庁外領第11615号）　1. ＣＤ－Ｒ等1枚。2. ＤＶＤビデオ等52枚。3. インターホン1式。4. 会員証1束。5. 鍵1個。6. カタログ153冊。7. 紙袋1枚。8. 看板2枚。9. 紙片等1束と1枚。10. ゴミ箱1個。11. 財布1個。12. ジャケット写真1枚と1束。13. ショルダーバッグ1個。14. 注文表等3束と1枚。15. 日計票3綴。16. ノート1冊。17. パーソナルコンピュータ等1式。18. 番号札1枚と1束。19. 封筒2袋。20. ボールペン1束。21. メモ紙6枚。22. 料金表1束

平成25年検第33373号わいせつ電磁的記録記録媒体有償頒布目的所持被告事件（平成26年領第1729号）　1. 現金265,000円

平成25年検第22885～22891号強盗殺人等被告事件（平成8年領第5037号）　1. 現金等379,433円。2. ショルダーバッグ等1個。3. バインダー2冊。4. 紐2束

平成8年検第22885～22891号強盗殺人等被告事件（平成8年庁外領第5444号）　1. ＮＴＴ請求書・領収書131枚。2. ＳＭプレー器具等11式。3. アドレス帳3冊。4. アルバム等13冊。5. 案内図2枚。6. 委任状8通。7. 印鑑等8個。8. 印鑑証明書1枚。9. 印鑑登録証等10通。10. 腕時計1個。11. 鍵等13個。12. 学生証1枚。13. 紙片13枚。14. キャリーカー1台。15. 銀行利用明細等80枚。16. 借用証書2通。17. 金銭消費貸借書類等7通。18. 靴4足。19. クリアファイル1冊。20. 軍手1枚と8双。21. ケース等3個。22. 口座解約届1通。23. 顧客名簿1冊。24. 国民健康保険被保険者証1通。25. ごみ収集袋29袋。26.